

景観法に基づく届出等及び景観アドバイザー会議の 開催の状況について

1 景観法に基づく届出等の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度※
景観法第 16 条第 1 項に基づく行為の届出	24 件	11 件
景観法第 16 条第 2 項に基づく変更の届出	2 件	4 件
景観法第 16 条第 5 項に基づく通知	4 件	1 件

※平成 27 年度は平成 27 年 8 月 31 日時点の件数

2 景観アドバイザー会議の開催状況

	平成 26 年度	平成 27 年度※
開催回数	5 回	1 回
物件数	8 件	2 件

※平成 27 年度は平成 27 年 8 月 31 日時点の件数

※景観アドバイザーとは

景観アドバイザーは、枚方市景観条例第 39 条第 1 項にその設置を規定されています。また、同条例では景観の形成に係る行為に関する支援として、景観の形成に係る行為をしようとする者が市長に助言を求めることができるとしております。